

中標津町自治基本条例（仮称）策定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 中標津町自治基本条例（仮称）（以下「基本条例」という。）の策定にあたり、庁内組織の機能的な運営を図り、円滑な策定作業を推進するため必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 基本条例の項目など根幹をなす事項及び基本条例を遂行するために必要な事項を検討し、基本条例の原案を策定する機関として中標津町自治基本条例（仮称）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（策定委員会）

第3条 策定委員会は、次の各号の事項を検討し、基本条例の原案を策定し、中標津町自治基本条例（仮称）策定会議（以下「策定会議」という。）に提出する。

- （1）基本条例の素案
 - （2）検討事項の調整、総合化
 - （3）その他必要な事項
- 2 策定委員会の委員は、策定会議の委員及び病院技術職員並びに総務部企画課長を除く全管理職にある者をもって組織し、委員長は消防署長、副委員長は総務部総務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、策定委員会を総括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 策定委員会に総務班、町民生活班、経済班、建設水道班、教育班、病院班、消防班を設置し、班長は総務部総務課長、町民生活部生活課長、経済部農林課長、建設水道部管理課長、教育委員会事務局企画総務課長、病院医事課長、消防署長をもって充てる。
- 5 班の所属体制は次のとおりとする。
- （1）総務 総務課、財政課、税務課、納税課、計根別支所、出納室、監査委員事務局
 - （2）町民生活 生活課、保険年金課、福祉課、介護保険課、子育て支援室、保育所、健康推進課
 - （3）経済 農林課、経済振興課、農業委員会事務局
 - （4）建設水道 管理課、建設課、上下水道課、浄水場
 - （5）教育 企画総務課、生涯学習課、学校給食センター、農業高等学校
 - （6）病院 医事課、管理課
 - （7）消防 本部管理課、本部警防課、署管理課、署予防救急課、署警防課
- 6 策定委員会の会議は、全体会議と班長会議とし、委員長の招集により随時開催し、必要に応じて委員長の指示により、関係者を会議に参画させることができる。
- 7 班の会議は、必要に応じ、班長の招集により開催することができる。
- 8 委員の任期は、策定委員会設置の日から基本条例策定終了までの期間とする。

（事務局）

第4条 策定委員会の事務局は、総務部企画課に設置する。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。